

社会福祉法人宝和会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人宝和会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 1 5 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 4 5 条の 3 5 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬（賞与を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表 1 に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間金 5 0 万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間金 5 0 万円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額、賞与は、別表 2 に定める額とする。
- 6 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 非常勤役員に対する報酬は、別表 3 に定める額とする。

8 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、金銭をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得て、その指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとし、振り込みにかかる手数料は本人の負担とする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は令和元年6月25日から施行する。

別表 1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	金 5568 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	金 5568 円

※ 定款に定める総額を超えることはできない。

別表 2（常勤理事の報酬等）

（1）日額報酬

役職名	日 額
理事長	金 5568 円
業務執行理事	金 5568 円
理事	金 5568 円

（2）賞与

6月の賞与	0 円
12月の賞与	0 円

別表 3（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	金 5568 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	金 5568 円

※ 評議員会で定める年間総額を超えることはできない。

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	金 5568 円
理事会、評議員会等会議への出席	金 5568 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	金 5568 円

※ 評議員会で定める年間総額を超えることはできない。